

# 『いまのりセブン』重要事項説明書

◇お申込みの前に必ずお読みいただき、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

オリックス自動車 『マイカーデスク』  
フリーダイヤル 0120-094-012  
受付時間 9:00～19:00  
(土・日・祝祭日および年末年始休業)

本書は、『いまのりセブン』をご利用いただくお客様の権利・義務にかかわる重要事項について説明したものです。お申込み前に本書を必ずお読みいただき、商品内容について充分にご理解、ご了解のうえ、お申込みいただくようお願いいたします。

## ●商品について

『いまのりセブン』は、オリックス自動車株式会社（以下弊社）がリースお申込み者（以下お客様）に対しご希望の自動車を7年間にわたり有償でお貸しする自動車リース契約です。

## ●お申込みについて

1. この契約のお申込みに対し、所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2. お客様の職業が「専業主婦」「パート・アルバイト」「学生」の場合は、安定収入のある方の「連帯保証」が必要です。また、弊社が必要と認めた場合も同様となります。

## ●ご契約について

1. <契約の締結> 弊社が契約のお申込みを承認した場合、お客様と弊社との間で弊社所定の自動車リース契約書にて契約を締結します。なお、『いまのりセブン』は自動車リース契約ですので、車検証上の所有者は弊社となります。
2. <契約締結後のキャンセル等の禁止> 弊社は、自動車リース契約締結後ただちに自動車ディーラーに自動車の発注をいたします。これ以降のキャンセル、車種変更等の契約内容変更はできません。
3. <納車> 契約締結後30～60日程度（自動車の生産状況やお客様の登録書類の準備状況により異なります。）で自動車登録手続きを完了し、自動車ディーラーから契約上の「使用の本拠地（お客様の自宅住所）」に納車いたします。（納車日時等は自動車ディーラーからご連絡差し上げます。）
4. <リース期間> リース期間は、自動車登録日から7年間です。
5. <リース料に含まれる諸費用> リース料には、リース期間中（7年間）に発生する自動車取得税・登録諸掛費用・自動車税・自動車重量税・自動車損害賠償責任保険料を含みます。リース期間中にこれらの費用が増加した場合、自動車の所有、使用、保管等に関して新たに課税される公租公課が発生した場合、および税法所定の税率に変動があった場合、お客様にはその費用を弊社にお支払いいただきます。

## ●リース料のお支払いについて

1. リース料は、前払いです。初回のお支払いは2回分をまとめてご請求させていただきます。  
なお、お支払い開始日、金額等については自動車登録後に発送されるお支払い明細をご参照ください。
2. リース料のお支払いは、原則としてクレジットカードまたは口座振替とさせていただきます。
3. 別枠リース料（頭金）があるご契約の場合、別枠リース料およびその消費税額、地方消費税額は自動車が納車される前までに弊社の指定口座にお振込みいただきます。
4. リース料お支払い時には、各回リース料にかかる消費税額、地方消費税額をリース料に付加してお支払いいただきます。また、リース期間中に、税法所定の税率に変動があった場合は、変動後の税率による消費税額、地方消費税額をリース料に付加してお支払いいただきます。

## ●自動車保険について

自動車保険は、リース契約に含む（弊社が付保する）ことができます。リース契約に含めない場合は、弊社は、自動車に「自動車保険（自動車損害賠償責任保険以外）」「車両保険」を付保しません。万一の場合に備えて、自動車を購入された場合と同様に、お客様ご自身で車両保険付の自動車保険に加入されることをおすすめします。

## ●整備、点検について

弊社は、お客様との間で自動車のメンテナンス契約を締結した場合を除き、自動車の整備、点検を行いません。自動車の整備、点検はすべてお客様の負担と責任で行っていただきます。なお、購入された場合と同様に、自動車ディーラーのアフターサービスを受けることができます。

## ●リース期間途中での解約について

1. <中途解約> リース開始日から60カ月間はこの契約を解約することはできません。60カ月経過後は2カ月前までに弊社に所定の書面で通知することにより、いつでもリース契約を解約することができます。ただし、リース料の日割り計算は致しかねますので、リース解約日は、1カ月単位とさせていただきます。この場合、解約違約金は発生しません。なお、ご返却いただいた自動車の状態により、後記「●車両返却時の精算金について」に記載のとおり精算金が発生する場合があります。

(中途解約の例)

リース開始日が2013年4月10日の場合、2018年4月9日から解約可能です。この場合、2018年2月9日までに所定の書面による通知が必要となります。

2. **<自動車の滅失、毀損等による終了>** 契約期間中に台風、大雨、地震等による自然災害または事故や盗難等により自動車が使用できなくなった場合、お客様は、未経過リース期間にかかるリース料合計額相当額から、リース料に含まれる費用のうち未発生費用(税金、保険料等)相当額を差引いた額を中途解約金として一括でお支払いいただきます。
3. **<契約解除>** お客様がリース料の支払を怠る等、契約解除事由が生じた場合、弊社は、契約を解除いたします。この場合、残リース料と当社所定の残存価額の合計額を損害金としてお支払いいただきます。なお、自動車を弊社に返還された場合、自動車の処分手取り額または評価額(いずれも返還、処分等に要する費用を控除後の残額)を損害金から減額いたします。

## ●リース期間満了時のお取扱いについて

リース期間(7年間)が満了した時は、お客様は、ご希望により以下の方法のいずれかをお選びいただけます。なお、リース期間(7年間)満了後、リース契約を更新(再リース)することはできません。

1. **<自動車を取り取る>** リース終了時に自動車を原則無償で、お引取りいただくことが可能です。この場合、車両本体価格は無償ですが、別途、リース期間満了日現在、弊社において支払い済みのリース期間満了日の属する年度の自動車税のうち、リース期間満了日から上記年度の最終日までの期間にかかる自動車税と自動車リサイクル料をお支払いいただきます。  
なお、お引取りいただいた自動車を継続してお乗りになる場合は、お客様が継続車検を取得する必要があります。リース終了以降の自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、および住居移転等による車庫の変更費用、ナンバー変更や車検取得時の基本整備以外にかかる追加整備費用もお客様のご負担となります。
2. **<自動車を返却して終了>** 自動車をご返却いただき、契約を終了します。契約終了後、弊社または指定業者が自動車を引取りにうかがいます。この場合、別枠リース料を除くリース料総額の三十五分の一相当額を返還いたします。  
なお、リース終了後の返却については、自動車の損傷による車両の精算等は行いませんが、自走不可能でレッカー車等を利用しなければならない等の特別な場合には、実費をご負担いただく場合があります。

## ●車両返却時の精算金について

1. リース開始60カ月経過後以降、解約・解除により自動車をご返却いただいた場合、財団法人日本自動車査定協会またはその他公正な機関が定める基準により自動車の査定を行い、内外装の損傷および事故等によるフレームの損傷等または基準走行距離を超過したことにより、弊社規定の金額を超える損害が発生した場合は、精算金をお支払いいただきます。

### A. 精算金の発生がないおもな事例

- ① 大きさが1cm未満のキズおよびへこみ、サビ。
- ② タイヤの磨耗等(ただし、著しいものを除く)。
- ③ 油脂類の消耗。

### B. 精算金が発生するおもな事例

- ① 大きさが1cm以上のキズおよびへこみ等外装の損傷、運転に支障をきたす損傷(ドアミラー、ワイパー、ランプ類等の欠落および損傷)等。
- ② 内装の損傷(シートのへたり等は除く)、タバコの焦げ痕、タバコ臭、ペット臭等。
- ③ 事故修復歴(自動車の骨格部分の修復・交換など)による価値の減少等。
- ④ 改造・模様替え等による価値の減少等。
- ⑤ 基準走行距離を超過したこと。  
\* なお、上記はおもな事例であり、実際はさらに詳細な基準により判定されます。  
例えば、1cm未満のキズであっても、同時にへこみがある場合は、精算金をご負担していただくことがあります。

2. キズの評価および精算金等の算出方法

お客様ご負担となる精算金は、前項の査定評価に基づき、下記のとおり算出します。

- ① 査定減額 = {(内外装の損傷による減点(\*1) × 車両クラス係数 × 経過年係数(\*2)) + 商品価値減点(\*3)} × 1,000円

\*1 みがき、クリーニングの減点は除く。

\*2 車両クラス係数: 軽乗用車0.7、小型乗用車0.8、2000cc以上乗用車1.0~2.2など車種により異なる。経過年係数: 0~3年まで1.0、4年0.9、5年0.8、6年以上0.7

\*3 事故修復歴があることによる減点など。ただし、走行距離による減点は除く。

- ② 基準走行距離の超過による損害金

リース契約が解除された場合(ただし、規定の損害賠償金をお支払いいただいた場合を除く)、または中途解約の場合において、自動車をご返却いただいた時点での総走行距離が、下記記載の算出方法にて計算された走行距離(以下基準走行距離)を超過した場合は、基準走行距離を超えた走行距離1kmにつき8円の過走行損害金をお支払いいただきます。

記

【基準走行距離に関する計算方法の表示】

基準走行距離 = 経過月数 × 2,000 km

(経過月数は1カ月単位とし、1カ月に満たない場合は切り上げて計算いたします。)

③ 精算金の合計額 = ①の査定減額 + ②の過走行損害金額 - 以下の免責金額

免責金額の基準

解約の種類	免責金額
中途解約の場合	10万円
中途解約後、弊社商品でお乗換えの場合	20万円

## ●車検無料クーポン・オイル交換無料クーポンについて

1. 車検無料クーポンは、リース期間中の継続車検にかかる基本点検整備費用とエンジンオイルの交換が無料をご利用いただけます。(7年契約の場合、継続車検2回が限度)  
車検無料クーポンは弊社が指定する工場に限ります。また、無料で交換できるオイルは弊社指定のものとなりますので予めご了承ください。
  2. オイル交換無料クーポンは、リース期間中のエンジンオイルが11回分(6カ月に1回)無料で交換いただけます。なお、オイル交換無料クーポンは弊社が指定する工場に限ります。また、無料で交換できるオイルは、弊社指定のものとなりますので予めご了承ください。
- \* 一部の車種についてはクーポンのご利用対象外となりますので予めご了承ください。

## ●個人情報に関する条項

個人のお客さま(以下お客さまという)につきましては、この申込またはこの契約(以下この契約という)に関し、以下の条項が適用されます。

### 第1条(個人情報の利用目的)

オリックス自動車株式会社(以下弊社という)は、お客さまの個人情報すべてを以下の利用目的で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、お客さまはこれに同意します。

[利用目的]

- ① 自動車等のリース・クレジット・レンタル・割賦売買、自動車保険・その他保険商品の販売、自動車等の販売、買取、整備、カーシェアリングなどの自動車等に関連する弊社の事業(事業内容は当社ウェブサイト(<http://www.orix.co.jp/auto>)をご確認ください。)につき、お客さまからの申込、お客さまへの弊社からの提案などお客さまとの商談にあたり、適切な対応を行うため。
- ② 自動車等のリース・クレジット・割賦売買などの取引(信用供与取引)の場合の審査を行うため、ならびにお客さまの本人確認にあたり、適切な判断や対応を行うため。
- ③ お客さまとの契約につき、弊社においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- ④ 弊社およびオリックスグループ各社(オリックス株式会社ならびに法令等に基づくオリックス株式会社の連結決算および持分法適用の対象会社)ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
- ⑤ お客さまによりよい商品、サービスを提供するためなど、さらなるお客さまの満足のためのマーケティング分析に利用するため。
- ⑥ 弊社において経営上必要な各種の管理を行うため。
- ⑦ オリックスグループ各社および弊社のレンタカー事業、中古車販売事業のフランチャイジー各社との共同利用のため。

※共同利用については弊社のホームページ(<http://www.orix.co.jp/auto/privacy.htm>)記載のプライバシーポリシーに従います。なお、共同利用におけるオリックスグループ各社および弊社のレンタカー事業、中古車販売事業のフランチャイジー各社との利用目的は以下のとおりです。

[共同利用者(オリックスグループ各社)の利用目的]

- (1) 弊社およびオリックスグループ各社における債権、資産の状態、リスクの掌握等経営上必要な各種の管理を行うため。
- (2) お客さまによりよい商品、サービスを提供させていただき、より満足いただくためのマーケティング分析や商品・サービス開発を行うため。
- (3) オリックスグループ各社の取り扱う商品・サービス(詳細は「事業・サービス紹介」(<http://www.orix.co.jp/grp/business>)をご確認ください)の紹介・提案のため。

[共同利用者(弊社のレンタカー事業および中古車販売事業のフランチャイジー各社)の利用目的]

- (1) フランチャイジー各社の店舗におけるお客さまからの申し込み、お客さまへのフランチャイジー各社からの提案などお客さまとの商談に当たり、適切な対応を行うため。
- (2) お客さまによりよい商品、サービスを提供させていただき、より満足いただくためのマーケティング分析や商品・サービス開発を行うため。
- ⑧ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下加盟機関という)に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため(個人情報を加盟機関に提供すること等についてお客さまから同意を得た場合に限り)。

### 第2条(保証人等、債権譲渡先等への個人情報の提供)

1. この契約にかかる取引につき弊社が保有するお客さまの個人情報をこの契約にかかる取引の保証人、担保差入人、債務引受人にその取引関係上必要な範囲において弊社が提供することにお客さまは同意します。
2. 弊社がこの契約にかかる取引上の権利を第三者に譲渡、質入等する(その検討、準備を含む)に際し、弊社が保有するお客さまの個人情報をその相手方等にその取引関係上必要な範囲において弊社が提供することにお客さまは同意します。

3. この契約にかかる取引につき弊社が保有するお客さまの個人情報を、この契約の目的となる自動車等の物件の売主に、その取引関係上必要な範囲において弊社が提供することにお客さまは同意します。

### 第3条（信用情報機関への登録・利用）

1. 加盟機関および加盟機関と提携する個人信用情報機関（以下提携機関という）に照会し、お客さま、配偶者の個人情報が登録されている場合には、お客さまの支払能力・返済能力の調査のために、弊社が当該個人情報を利用することにお客さまは同意します。
2. この契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、本条第3項に定める期間中、加盟機関に登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、お客さまの支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることにお客さまは同意します。
3. 加盟機関、登録情報、登録期間は、以下のとおりです。

加盟機関：株式会社シー・アイ・シー（C I C）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問い合わせ先：0570-666-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

登録情報：氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等。

登録期間：① この契約にかかる申込をした事実：弊社が加盟機関に照会した日から6カ月間

② この契約にかかる客観的な取引事実：契約期間中および契約終了後5年以内

③ 債務の支払を延滞した事実：契約期間中および契約終了後5年以内

4. 提携機関は、以下のとおりです。

① 全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

② 株式会社日本信用情報機構（JICC）

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

5. 提携機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細については、各提携機関のホームページをご覧ください。

### 第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. お客さまは、弊社に対して、弊社が保有する自己に関する個人情報（以下保有個人データという）を開示すること、または弊社が保有しているお客さまの保有個人データの内容が不正確または誤りがある場合に、当該保有個人データの訂正または削除をすることを請求することができます。
2. 前項によりお客さまから保有個人データの開示、または訂正もしくは削除を請求された場合、弊社は、法令に従って開示、訂正、削除等を行います。
3. お客さまは、加盟機関に対して、第1項と同様に加盟機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除を請求することができます。

### 第5条（問合せ窓口）

前条によるお客さまからの保有個人データの開示、訂正、削除のお問い合わせについては、以下の窓口で承ります。

オリックス自動車株式会社

法務・コンプライアンス室

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日および年末年始を除く）

電話：03-6436-6015

### 第6条（本同意条項に不同意の場合）

お客さまが、各条項の内容を承認せず、この契約の審査、契約管理等に支障が生じる場合、弊社は、この契約の締結をお断りすることがあります。

### 第7条（この契約が不成立の場合）

この契約が不成立となった場合でも、この契約に関する事実は、この契約の不成立の理由の如何を問わず、利用目的に従って利用されます。

以上